



Union ng mga Manggagawa sa Agrikultura - Isabela

(以下、FoE Japan 訳。本文はタガログ語)

農業労働組合イサベラ州支部（UMAMI）

プレス・ステートメント

2012年1月25日

サン・マリアノ町のバイオ・エタノール工場で労働者数百人がストライキ
甚だしい搾取に抗議

日揮の下請会社 METAPHIL 社の下請である BNR 社の労働者 200 名以上が、2012 年 1 月 21 日からストライキを行なった。13 ヶ月給与（訳者注：フィリピン大統領令第 851 号にて、12 月 24 日までに基本給 1 ヶ月分の支給を規定）の未支払い、および、一方的な労働者の解雇に抗議してのものだ。

日揮、つまり、グリーン・フューチャー・イノベーション（GFII）社のバイオ・エタノール工場の建設作業をしている溶接工、および、大工、石工、鉄鋼労働者は、2011 年 12 月 18 日から苦情を申し立てていた。というのも、13 ヶ月給与が支払われていなかったからだ。企業は 1 月 15 日、また、1 月 21 日と繰り返し、支給を約束した。しかし、企業が依然として対応しなかったことから、労働者は 1 月 21 日午前 11 時にストライキに踏み切った。134 人の労働者が始め、多くの建設労働者がそれに呼応した。13 ヶ月給与の未支給は違法である。ストライキの結果、企業は、1 月 24 日に労働者の要求に対応すると約束せざるを得なかった。

1 月 24 日午後、労働者は驚いた。というのも、支給された 13 ヶ月給与が、15 ペソ（約 27 円）、あるいは、82 ペソ（約 148 円）といった額にしか満たない者がいたからだ。（イサベラ州の位置する）第 2 地方の非農業労働者の最低賃金である日当 237 ペソ（約 427 円）に基づけば、約 5,000 ペソ（約 9,000 円）から 6,990 ペソ（約 12,582 円）を支給されるべきであるにもかかわらずである。ここでの労働者は熟練労働者であっても、これまで、最低賃金以下の日当 220 ペソ（約 396 円）しか受け取ってこなかつた。さらにひど

いことに、企業は、13ヶ月給与の支給分から、去る12月にクリスマス・ボーナスとして支給した1,000ペソ（約1,800円）を差し引いてしまったのだ。したがって、（1月25日、）204人の労働者は再び仕事を放棄した。

企業は様々な手法を使い、労働者への支給を拒否してきた。労働者が午前2時近くまで残業をした賃金、つまり、1ヶ月当たり120時間分の残業手当3,300ペソ（約5,940円）も支払われていない。また、夜勤や日曜・祝日の労働に対する支払いについても同様である。労働者に社会保障システム（SSS）の供与も行なっていない。

METAPHIL社の下請であるBNR社は抜け目無く（労働者を）騙してきた。企業は、様々な利益供与の条件として、労働者への説明もしないまま、（労働者が理解することのできない）英語で書かれた複数の書面に署名するよう労働者に強要している。（BNR社の）労働者は2009年から、日付の欄が空欄のままの「辞表」や、日付、および、企業が労働者に支払ったことを示すあらゆる利益や給与支給額の欄が空欄のままの「権利放棄証書」等に署名させられてきたことが判明した。また、それだけではなく、抗議活動に参加した約20名の労働者が解雇された。

セブ出身の労働者、また、イサベラ州のベニト・スリベン町、ナグィリアン町、サン・マリアノ町出身の労働者らは、同企業で、7ヶ月超から6年間、働いてきた。「事業雇用契約」、および、「臨時雇用契約」では、いつでも企業が解雇できることになっていた。また、同企業でどんなに長期間働いてきた労働者も、これまで正規雇用されずにいた。イサベラ州のバイオ・エタノール事業がこれまでに、生活に必要な給与や雇用の保障を提供できていない証左である。

同企業は、労働者に13ヶ月給与を全額支払うと赤字になり、イサベラ州から撤退することになると恐れている。しかし、企業は、たとえ赤字になったとしても、その責任を（労働者に）突きつけることはできない。また、日揮やGFII社も、労働者の権利侵害の問題から免れることはできない。労働雇用省や自治体も、労働者が直面している問題について、役に立っていない。労働者は、彼らをより厳しい立場に追いやっている「労働契約法」の破棄を主張している。労働者は、彼らが受け取るべきあらゆる利益が供与されるのであれば、企業が倒産することを恐れてはいない。「ここにバイオエタノール事業が無くとも、私たちちは生活していける。」と彼らは加えている。そして、彼ら労働者は、農民と農業労働者の組織である

DAGAMI（イサベラ州農民組織）と UMAMI（農業労働組合イサベラ州支部）に連絡を取り、支援を依頼してきた。彼らは以下を主張している。

1. 法定最低賃金である日当 237 ペソ（約 427 円）に基づき、13 ヶ月給与の早急な支払いをすること。13 ヶ月給与からクリスマス・ボーナスの供与額を差し引かないこと。また、また、休日労働の賃増し分も早急に支払うこと。
2. 抗議活動に参加したことを理由に一方的に解雇された労働者の復帰を許可すること。
3. 労働者が辞職を望む場合でも、あるいは、企業が倒産した場合でも、企業は労働者の（労働）証明、13 ヶ月給与全額、（セブ市等の居住地に）帰郷するための全交通費、未支払いの全給与、また、日揮、BNR 社、METAPHIL 社が約束した 2011 年 10 月 1 日からの日 90 ペソ（約 162 円）の賃金増し分を、供与すること。
4. セブ市に帰郷した労働者に対しても、セブ市事務所ですべての賃金等を供与すること。
5. 日揮と BNR 社が約束した 2011 年 10 月 1 日からの日 90 ペソの賃金増し分について、供与すること。
6. 空欄のある「辞表」や「権利放棄証書」といった書類への署名を無効にすること。

####